

越監告示第33号

地方自治法第199条第5項（随時監査）の規定に基づき、総務部の工事監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和3年2月22日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 実施基準 越前市監査基準等に基づき実施
- 2 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 3 監査執行期間 令和3年1月6日（水）～ 令和3年1月8日（金）
- 4 監査の対象
市民協働課

対象工事	地係
（仮称）市民センター整備工事	府中一丁目
（仮称）市民センター整備に伴う電気設備工事	府中一丁目
（仮称）市民センター整備に伴う機械設備工事	府中一丁目
（仮称）市民センター整備に伴う屋内遊具設置工事	府中一丁目

- 5 監査の着眼点
今回の監査は、前記の工事について、工事設計、工事監理及び工事事務が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、特に重点項目として工事の設計・積算にあたっての統一事項の確認及び設計変更に伴う諸手続が適正に行われているかどうかについて実施した。
- 6 監査の実施内容
関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

①工事設計

工事設計は、基本となる計画に準拠し、事業目的に合った内容で経済的であるか、設計基準は整備され適正に運用されているか、設計図書は的確に作成されているか、数量、単価、歩掛等の積算は正確かなどについて、仕様書、図面、設計内訳書等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

②工事監理

工事監理は、関係法令、仕様書、契約約款等に基づき適正に行われているか、工事が設計図書どおり施工されているか、設計変更の内容及び時期は妥当か、関連工事との調整は適正に行われているかなどについて、工事監理書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

③工事事務

工事事務は、越前市契約規則、同工事約款に基づき適正に行われているかどうかについて、工事施行伺、契約関係書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。